

変更手続きに必要な添付書類一覧表

貝塚市

必 要 書 類	様式No.	変 更 内 容									
		氏名又は 名称 (事業所の 名称含む)	住所 (事業所の 所在地含む)	代表者氏名	役員の氏名 (法人の場合)	主任技術者				指定給水装 置工事業 者の廃止・ 休止	指定給水 装置工事 事業者の 再開
						氏名	免状の 交付番号	選任	解任		
1 指定給水装置工事業業者指定事項変更届出書	様式第10	○	○	○	○	○	○				
2 誓約書	様式第2	○	○	○	○						
3 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	様式第3							○	○		
4 指定給水装置工事業業者廃止・休止・再開届出書	様式第11									○	○
5 (法人)定款の写し ※原本証明されたもの		○ ◆1	○ ◆1	○ ◆1							
6 (法人)登記事項証明書 ※3ヶ月以内に発行されたもの(原本)		○	○	○	○						
7 (個人)住民票の写し ※個人番号の記載がないもの ※3ヶ月以内に発行されたもの(原本)		○	○	○							
8 指定給水装置工事業業者証書交付申請書 ※交付希望の場合のみ(手数料1,000円必要)	指定様式	○ ◆2 (希望者のみ)	○ ◆2 (希望者のみ)	○ ◆2 (希望者のみ)							
9 給水装置工事主任技術者免状の写し ※A4サイズ						○	○	○			
10 旧指定給水装置工事業業者証		○ ◆3	○ ◆3	○ ◆3						○ ◆4	
備考	変更届等を提出する期間	変更のあった日から30日以内								廃止・休止の日 から30日以内	再開の日から 10日以内

- ◆1…直近のもので、末尾に日付と「上記は当社の定款に相違ありません。」、会社名を記入し、代表者印を押印すること
- ◆2…記載事項を変更した指定証を郵送で希望される場合は、返信用封筒(角型2号、宛先記入・切手貼付したもの)を同封すること
- ◆3…記載事項を変更した指定証の交付を希望される場合は、旧指定証を返却すること
- ◆4…「廃止」の場合のみ、旧指定証を返却すること

【問合せ先・送付先】

〒597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号
 貝塚市役所 上下水道部 上下水道総務課 水道担当
 電話：072-433-7142 FAX：072-433-7183